令和８年（フ）第３５４１号
大阪市鶴見区横堤４丁目28番11号　鶴見緑地ローレルハイツ302号
債務者　佐野恵美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４６号
大阪市福島区福島６丁目24番７号　尚玄ビルＢ－４号、事業所所在地京都市上京区紙屋川町839の７太田ビル２階
債務者　ヒロエポンこと　中西　弘枝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５５号
大阪市城東区東中浜３丁目３番16号　双福マンション　307号、前住所大阪市城東区東中浜１丁目６番16号　小西　方
債務者　藤井　美月
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６８号
大阪府吹田市千里丘中47番17―211号
債務者　福成　　麗
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８６号
大阪府三島郡島本町高浜３－３－１―1308
債務者　田川　和沙
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２２号
大阪市西淀川区佃２丁目２番10―303号
債務者　小田美沙恵
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２３号
大阪府茨木市春日５丁目２番43号
債務者　森田　善明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３２号
大阪市生野区生野東１丁目13番29号　明静荘文化　３号
債務者　髙橋　達也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３６号
大阪市西区靱本町３丁目10番21―1101号
債務者　佐藤　貴之
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４０号
大阪府高槻市川西町２丁目18番32―106号
債務者　山田　裕三
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５０号
大阪市此花区伝法６丁目３番４―1007号、前住所大阪市中央区大手通３丁目１番７―1003号
債務者　馬場　　司
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６１号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番49号　ベニュワールプラザ　501号
債務者　原田　隆文
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８５号
大阪府東大阪市末広町17番３号
債務者　山見　笑里
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８８号
大阪市東住吉区矢田６丁目12番４―108号
債務者　木口　清志
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１９号
大阪府大東市朋来１丁目40番502号
債務者　辰己　りか
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３６号
大阪市淀川区東三国３丁目11番11―602号
債務者　川端　耕治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６４号
大阪府東大阪市衣摺２丁目９番13号　Ｍａ・Ｍａｉｓｏｎ青い鳥東大阪　211号、前住所大阪府東大阪市長瀬町１丁目６番21号　スタジオナガセ　102号
債務者　藤井惠美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部